

新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者への主な支援 (その1)

※ 宮城県水産振興課作成 (022-211-2935)
記載内容は令和4年1月25日時点の情報です。
各施策の詳細については連絡先にお問い合わせください。

相談窓口

○**新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口**：各種支援施策等の案内、県が派遣する専門家による無料経営相談

仙台地方振興事務所	水産漁港部	水産振興班	022-365-0192
東部地方振興事務所	水産漁港部	水産振興班	0225-95-7914
気仙沼地方振興事務所	水産漁港部	水産振興班	0226-22-6852
宮城県水産振興課		企画推進班	022-211-2935

減収補填

○過去の基準収入から一定以上の減少が生じた場合に補填が受けられる「積立ぶらす」について

- ・過去の収入と比べて、令和2年1月以降に収入が20%以上減少した月が1月でもある漁業者は、自己積立金の仮払いが受けられます。
- ・自己積立金の積み立てが猶予されます。

【問合せ先：宮城県漁業共済組合 022-367-7705】

支援金

○**事業復活支援金**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者を対象に、事業復活支援金が支給されます。

支給額：法人最大250万円、個人事業者最大50万円

【問合せ先：事業復活支援金事務局 0120-789-140 03-6834-7593 (IP電話等)】

資金繰り

○**漁業近代化資金 (宮城県漁業協同組合)**

資金使途：運転資金
(5号資金、一部設備資金が対象となる場合があります。)
貸付期間：5年以内
(うち据置期間2年以内(ほたてがい等については3年以内))
貸付限度額：法人3億6,000万円、個人9,000万円
金利：0.20%
【問合せ先：宮城県漁業協同組合信用共済部融資審査課
0225-21-5715】

○**農林漁業セーフティネット資金 (日本政策金融公庫)**

資金使途：運転資金
貸付期間：10年以内(うち据置期間3年以内)
貸付限度額：1,200万円
(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合は年間経営経費等の12/12以内)
金利：0.16%
【問合せ先：日本政策金融公庫仙台支店(農林水産事業)
022-221-2331】

水産庁・水産金融総合
対策事業により
①**実質無担保・無保証
人化**
②**実質無利子化**
期間：当初5年間
③**保証料免除**
期間：当初5年間

○**JF マリンバンクコロナ対策長期資金 (宮城県漁業協同組合)**

対象者：県内漁協の組合員
資金使途：漁業経営の維持や再建に必要な資金
貸付期間：10年以内(うち据置期間3年以内)
貸付限度額：所要額以内
金利：県等の利子補給により0.3% (令和7年度まで)

【問合せ先：宮城県漁業協同組合

信用共済部融資審査課 0225-21-5715
塩釜金融センター 022-361-9210
石巻金融センター 0225-24-1145
気仙沼金融センター 0226-26-4720】

新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者への主な支援 (その2)

※ 宮城県水産業振興課作成 (022-211-2935)
記載内容は令和4年1月25日時点の情報です。
各施策の詳細については連絡先にお問い合わせください。

雇用

①雇用調整助成金

・事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業などにより労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

(助成率：中小企業の場合最大10/10)

【問合せ先：最寄りの都道府県労働局又はハローワーク】

②小学校休業等対応助成金

・令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に臨時休業等をした小学校等に通う子どものお世話をを行う労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。

助成額：対象労働者の日額換算賃金金額（日額上限額あり）×有給休暇の日数で算出した合計額

【問合せ先：小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999】

③両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」

・新型コロナウイルス感染症への対策として、介護のための有給の休暇制度を整備した事業主に助成金が支給されます。

助成額：休暇取得日数により20万円又は35万円

【問合せ先：最寄りの都道府県労働局雇用環境均等部（室）】

④新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

・事業主の指示を受け休業したが、休業手当等を受けることができない中小企業主の労働者に対して、当該労働者の申請により、休業前賃金の一部が実績に応じて給付されます。（上限11,000円/日）

【問合せ先：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276】

⑤水産業労働力確保緊急支援事業・みやぎ水産業労働力確保緊急支援事業

・入国できなくなった外国人技能実習生等に代えて、地域の作業経験者等を雇用する場合に、掛かり増し賃金等が定額（上限500円/時）助成されます。

・日本人従業員が感染し、代わりに地元の作業経験者等を雇用する場合にも、賃金等が定額（上限500円/時）助成されます。

・遠洋漁船において外国人船員の確保が困難な場合に、現在雇用している外国人船員の継続雇用等に要する掛かり増し経費の1/2が助成されます。

・国事業でフォローできない求人情報発信・マッチングを支援します。

【問合せ先：（漁業者向け） 水産庁企画課 03-6744-2340
（外国人船員向け） 水産庁国際課 03-6744-2364
（求人情報発信・マッチング） 水産業振興課企画推進班 022-211-2935】